

「災害発生後の固定資産税担当課の事務の流れについて～北海道胆振東部地震での被災経験から～」

北海道北広島市総務部税務課主事 渡邊 雄太

1 はじめに

平成30年北海道胆振東部地震では、全国の市町村の皆様をはじめ、多方面から御支援いただいた。蓄積した経験等について、他市町村の皆様へお伝えすることが責務と感じる。また、災害時の対応について、一連の流れを整理した資料等がなかったことから事務に時間を要した記憶があるので、本発表が発災後の事務効率化及び被災者生活再建支援の迅速化の一助となれば幸いである。

2 事務の流れ

時系列に沿って6つに分けてお話しする。それぞれの時期に、例に挙げたような事務を行うこととなる。

(1) 発災直後～概ね1ヶ月後

- ① 罹災証明書交付事務
- ② 報道機関への対応
- ③ 防災担当部署との連携
- ④ 各生活再建支援施策担当課との連携
- ⑤ 平時業務の運営
- ⑥ 広報

(2) 住家被害認定調査（1次）終了後

- ① 総務省からの通知（技術的助言）
- ② 他税や各種担当課との連携
- ③ 減免規則
- ④ 土地に係る被害の定義
- ⑤ 減免額の算出
- ⑥ 住家被害認定調査（2次）実施
- ⑦ 罹災証明情報の庁内共有

(3) 賦課期日（1月1日）付近

- ① 被災家屋の課税客体認定の可否
 - ② 損耗減点補正率適用の可否
 - ③ 土地評価の見直し
 - ④ 通常業務の巻き返し
- (4) 発災翌年度の納税通知書送達時期
- ① 課税内容等の説明文書を事前送達
 - ② 概要調書の作成（交付税資料の作成）
- (5) 発災翌年度以降
- ① 損耗減点補正率適用の可否
 - ② 土地評価の見直し
 - ③ 代替取得の特例相談、申請対応
- (6) 平時から行うべき準備

以上、実際に経験した中で整理した事務の流れに鑑み、平時から行うべき準備について、私見ながら整理すると次のようになる。

① 罹災証明書交付事務関係

「個人番号（マイナンバー）利用・情報連携及び被災者台帳の活用」について、自治体DXなどへの対応を的確に行うことが重要と考える。また、実際に被災経験をした中で「庁内での被災者生活再建支援体制の構築」が最も重要事項と考える。被災者生活再建支援体制の構築は必要不可欠であると共に、これがされなければ、罹災証明書所管部局の負担が大きくなる。縦の専門性を生かしながら、横の連携、重層的な連携を図ることが重要。

② 固定資産税事務関係

「減免規則の準備を進める必要」がある。罹災証明書の判定区分に応じた減免基準を設けることも考えられるであろう。次に、「罹災業務のほか、固定資産税業務についてのマニュアルの整備」、基本中の基本に立ち返って「実地調査等の適切な実施」等が必要。結局、日々の積み重ねが重要と感じたところである。